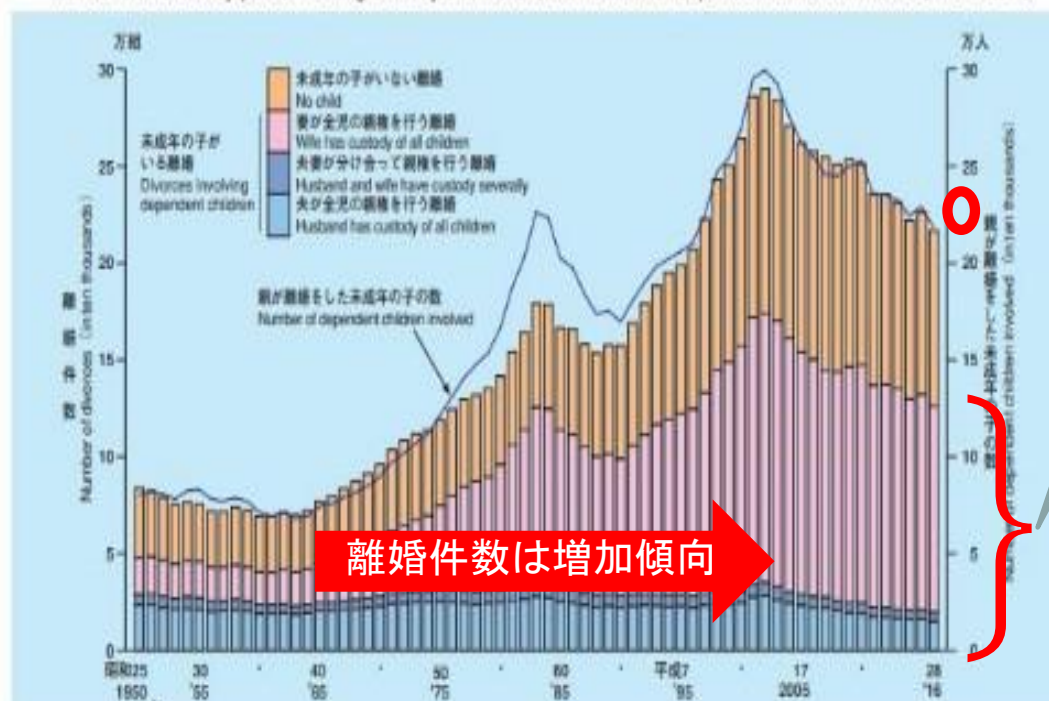


離婚数の増大と片親ロスに直面する子ども数の増大

離婚件数の増大と親の離婚に直面する 未成年の子どもは毎年20万人！

未成年の子がいる離婚件数は約12万6千組で、未成年の子の数は約22万人

親権を行う者別にみた離婚件数及び親が離婚をした未成年の子の数の年次推移—昭和25～平成28年—
Trends in divorces by person having custody of children, and number of dependent children involved, 1950-2016

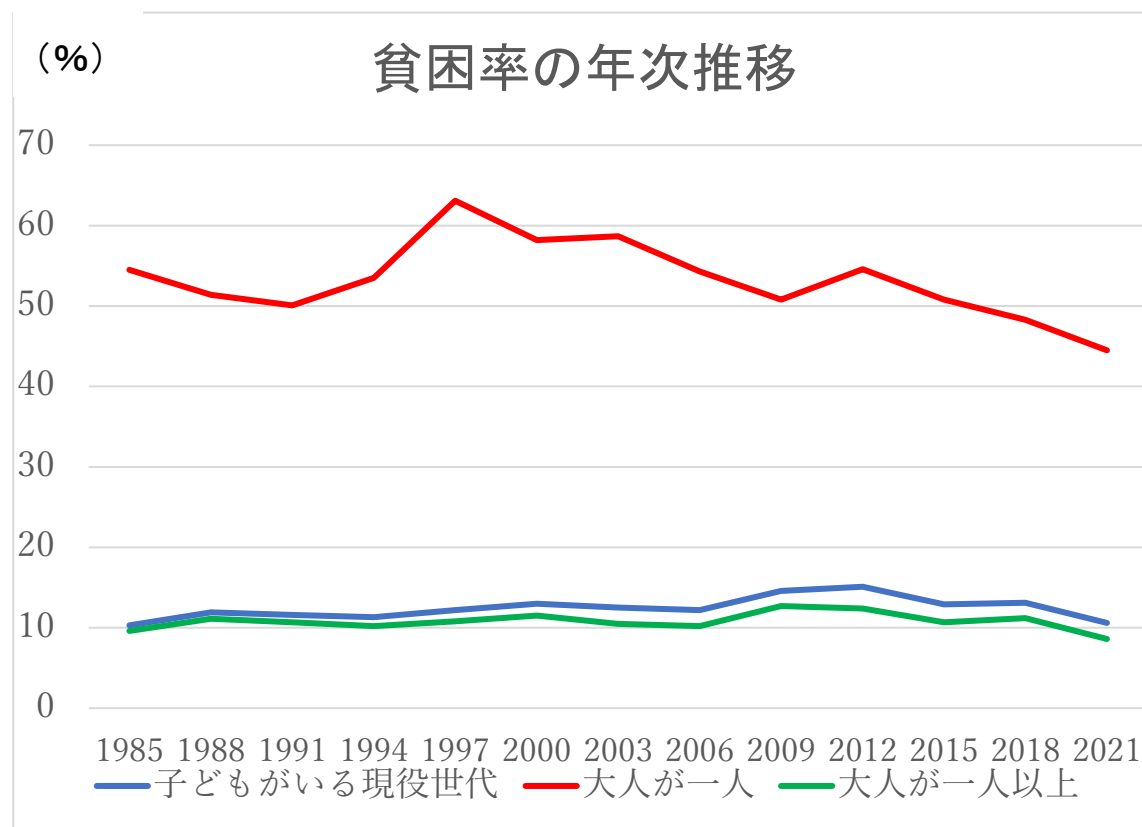


親が離婚をした未成年の子の数は
約20万人

一日あたり約550人の
子どもが親の離婚に直面

1年間で約80万人の子どもしか生まれない中で約20万人の子どもが片親に！
昭和20年代初頭は270万人出生(かつては8/270が 今は20/80の割合)

子どもの相対的貧困率 一人親世帯が突出



注: 2018 年次以降の数値は新基準による

一人親世帯は
1980年以降、
一貫して
貧困率が高い！

親の子ども虐待(子ども殺人)
27% + 8% (内縁) = 35%

養育者の世帯の状況 (心中以外の虐待死)

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	総数
実父母	例数	19	24	37	26	26	17	26	20	19	19	25 (5)	29 (11)	24 (9)	30 (14)	24 (17)	365
	構成割合	37.3%	46.2%	50.7%	40.6%	55.3%	37.8%	46.4%	40.8%	52.8%	44.2%	52.1%	59.2%	48.0%	58.8%	42.9%	47.4%
ひとり親(離婚)	例数	3	9	9	5	1	7	8	8	3	2	2 (2)	5 (3)	5 (1)	1 (1)	4 (3)	72
	構成割合	5.9%	17.3%	12.3%	7.8%	2.1%	15.6%	14.3%	16.3%	8.3%	4.7%	4.2%	10.2%	10.0%	2.0%	7.1%	9.4%
ひとり親(未婚)	例数	7	4	9	11	3	4	8	10	7	13	9 (0)	5 (2)	9 (5)	7 (2)	13 (8)	119
	構成割合	13.7%	7.7%	12.3%	17.2%	6.4%	8.9%	14.3%	20.4%	19.4%	30.2%	18.8%	10.2%	18.0%	13.7%	23.2%	15.5%
ひとり親(死別)	例数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
ひとり親(別居)	例数	-	-	-	-	-	1	3	2	1	2	1 (0)	3 (1)	1 (1)	1 (0)	3 (1)	18
	構成割合	-	-	-	-	-	2.2%	5.4%	4.1%	2.8%	4.7%	2.1%	6.1%	2.0%	2.0%	5.4%	3.7%
再婚	例数	4	2	4	2	5	3	2	1	0	3	2 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (1)	1 (0)	34
	構成割合	7.8%	3.8%	5.5%	3.1%	10.6%	6.7%	3.6%	2.0%	0.0%	7.0%	4.2%	2.0%	2.0%	5.9%	1.8%	4.4%
内縁関係	例数	7	7	5	9	7	6	2	3	3	2	3 (1)	1 (0)	3 (2)	0 (0)	4 (1)	62
	構成割合	13.7%	13.5%	6.8%	14.1%	14.9%	13.3%	3.6%	6.1%	8.3%	4.7%	6.3%	2.0%	6.0%	0.0%	7.1%	8.1%
養父母	例数	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2
	構成割合	0.0%	1.9%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
その他	例数	0	0	0	3	1	2	6	0	0	1	2 (0)	5 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	24
	構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	4.7%	2.1%	4.4%	10.7%	0.0%	0.0%	2.3%	4.2%	10.2%	2.0%	2.0%	3.6%	3.1%
不明	例数	11	5	9	6	4	5	1	5	3	1	4 (0)	0 (0)	6 (4)	8 (3)	5 (3)	73
	構成割合	21.6%	9.6%	12.3%	9.4%	8.5%	11.1%	1.8%	10.2%	8.3%	2.3%	8.3%	0.0%	12.0%	15.7%	8.9%	9.5%
計	例数	51	52	73	64	47	45	56	49	36	43	48 (8)	49 (18)	50 (23)	51 (22)	56 (35)	770
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

ひとり親(合計)
210
(27%)

※「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第17次報告(令和3年8月)」より抜粋

共同養育計画合意公正証書

第 1 条（離婚の合意等）

夫〇〇〇〇（以下「甲」という。）と妻〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、本日両者間の未成年の長男〇〇（平成〇年〇月〇日生、以下「丙」という。）及び二男〇〇（平成〇年〇月〇日生、以下「丁」という。）の親権者を乙と定め、乙において監護養育することとして協議離婚すること及びその届出は乙において速やかにこれを行うことを合意し、かつ、協議離婚届出が受理されることを条件として、養育費、面会交流について次のとおり合意した。

第 2 条（養育費）

甲は乙に対し、丙及び丁の養育費として、別紙共同養育契約合意書（以下「本件合意書」という。）のとおりに、平成 27 年 2 月から丙及び丁がそれぞれ満 20 歳に達する日の属する月まで、各人について下記の金員を支払う義務あることを認め、これを、毎月〇日限り乙の指定する金融機関の預金口座（本件合意書 2. 養育費の支払方法欄記載のとおりに）に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

2 なお、丙及び丁が、満 20 歳に達する前に就職した場合には、同人に対する養育費の支払は、同人の就職した日の属する月までに短縮する。また、丙及び丁が〇〇〇（時期）までに四年制大学に進学した場合には、甲は、乙に対し、丙については平成〇〇年〇〇月までの間（終期）、乙については平成〇〇年〇〇月までの間、上記養育費を支払う。

3 甲及び乙は、丙及び丁の進学、病気等による特別の費用の負担については、本件合意書 2. 養育費の備考欄記載の方針に従って対応するものとし、具体的内容については、別途協議するものとする。

第 3 条（面会交流）

甲及び乙は、甲と丙及び丁との面会交流については、本件合意書のとおりに合意した。

2 乙が、本件合意書記載の面会交流を実施しなかった場合には、乙は、甲に対して、一回の不履行につき、一日あたり金〇〇万円を、予定されていた面会交流実施日の該当月（宿泊付き面会交流の場合には最終日の該当月）の翌月末日までに、支払う。

第 4 条（強制執行認諾）

甲は、第 2 条に定められた金銭債務の履行を遅滞したときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

2 乙は、前条 2 項に定められた金銭債務の履行を遅滞したときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

以上

共同養育計画合意書

1. 親権・監護権

子どもの親権、および、監護権は下記のとおり定めます。

	第一子	第二子	第三子
ふりがな			
子の名前			
生年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
性別	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女
親権者	父・母・他() 名前:	父・母・他() 名前:	父・母・他() 名前:
監護者	父・母・他() 名前:	父・母・他() 名前:	父・母・他() 名前:
備考			

2. 養育費 (父・母)より(父・母)へ、下記のとおり養育費を支払うこととします。

※入学、入院など、一時的、あるいは急な費用については、備考欄に記入のとおり定めます。

	第一子	第二子	第三子
月額	円	円	円
支払日	☐ 毎月 日まで ☐ 給与振込時の引落とし	☐ 毎月 日まで ☐ 給与振込時の引落とし	☐ 毎月 日まで ☐ 給与振込時の引落とし
開始日	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
終了時	ア)満 歳 ☐ 誕生月まで ☐ 誕生月に達した後の3月まで イ)高校・専門学校・短大・大学・大学院の卒業まで ウ)その他 ()	ア)満 歳 ☐ 誕生月まで ☐ 誕生月に達した後の3月まで イ)高校・専門学校・短大・大学・大学院の卒業まで ウ)その他 ()	ア)満 歳 ☐ 誕生月まで ☐ 誕生月に達した後の3月まで イ)高校・専門学校・短大・大学・大学院の卒業まで ウ)その他 ()
備考			

支払方法

	第一子	第二子	第三子
口座振込	※振込手数料は、養育費を支払う親が負担します。		
金融機関名	銀行・信用金庫(組合)	銀行・信用金庫(組合)	銀行・信用金庫(組合)
店名	本店・支店	本店・支店	本店・支店
口座種類	普通・総合・()	普通・総合・()	普通・総合・()
口座名義			
口座番号			
その他			

共同養育計画合意書

3. 面会その他の交流 離れて暮らす親と子どもの交流は下記のとおりとします。

面会交流計画(その1)			第一子		第二子		第三子	
予定								
例:第 週の 曜日 時～ 時 第 週の 曜日 時～ 曜日 時まで (泊 日)								
祝日			偶数年	奇数年	偶数年	奇数年	偶数年	奇数年
	建国記念日	2 月 11 日						
	春分の日	3 月 21 日						
	秋分の日	9 月 23 日						
	文化の日	11 月 3 日						
	勤労感謝の日	11 月 23 日						
	天皇誕生日	12 月 23 日						
	振替休日							
上記以外の3連休以上は、その週末を過ごす予定の親と過ごすものとする。								
春休み								
ゴールデンウィーク								
夏休み								
冬休み								
子どもの誕生日								
その他 ※父母の誕生日、祖父母の誕生日の取決め等 ※子の病気などで実施できなかった際の代替日 の設置についての取決め等								
その他の交流								
手紙・メール・SNS 等								
電話・ビジュアルコミュニケーション								
その他								

共同養育計画合意書

面会交流計画（その2）		第一子	第二子	第三子
子の受け渡し場所				
迎え	場所	☐ (父・母)の自宅 ☐ 最寄() ☐ その他()	☐ (父・母)の自宅 ☐ 最寄() ☐ その他()	☐ (父・母)の自宅 ☐ 最寄() ☐ その他()
	方法			
送り	場所	☐ (父・母)の自宅 ☐ 最寄() ☐ その他()	☐ (父・母)の自宅 ☐ 最寄() ☐ その他()	☐ (父・母)の自宅 ☐ 最寄() ☐ その他()
	方法			
その他 ※第三者を介した受け渡しをする場合には、その第三者氏名等				
面会交流時の行動範囲				
面会交流時の行動範囲 (範囲の例：東京都内、日帰り圏内 等)		☐ 自由 ☐ 範囲を定める ()	☐ 自由 ☐ 範囲を定める ()	☐ 自由 ☐ 範囲を定める ()
その他 ※指定された範囲外に行く場合には、下記の帰省・旅行等の取決めに準ずる。 ※監視付の面会交流が必要な特別な事情がある場合には、その面会交流場所(公園、施設等)と監視者名				
父母の連絡方法				
電話・メール等・手紙・書面等				
その他				
交通手段				
電車/バス等公共交通機関利用				
自家用車 法定基準に則したチャイルドシートを備えていること。				
その他				
費用負担				
送迎、面会交流中の移動にかかる交通費は(父・母)が負担する。				
その他				
帰省・旅行等				
※父母に関わらず、帰省・旅行等宿泊を伴う場合は予め、旅程や宿泊先等の情報を相手の親に知らせること。 ※父母に関わらず、海外に子を連れて出る場合は、事前に一方の親の了解をとること。				

共同養育計画合意書

【追加規定】

1. 親の現住所

転居する際は、1 か月前までにもう一方の親へ連絡する。また、下記について、変更が生じた際は、変更が生じた日から____日以内(具体的な日数を記入)に、もう一方の親に連絡することとする。

非監護親：居住地、実家住所、郵便物受取住所、職場の住所、および電話番号

監護親：居住地、実家住所、職場の住所、および電話番号、子の学校

2. 子の情報の共有

子の成績表、学校行事、進学、課外活動、予防接種、アレルギー、通院(お薬手帳含)の記録、引越し等、子の重要な情報は共有することとする。

3. 面会交流の取消し等

ア、非監護親が、遅刻の連絡をしないまま、____分(具体的な数字を記入)以上約束の時間に遅れた場合、監護親は、その回の面会交流を取り消すことができる。

イ、決められた面会交流が実施できない場合、その事由が生じた側は他方の親に____日前までに通知しなければならない。その場合には代替日を提案し、他方の親の同意を得なければならない。事由が子の病気の場合、非監護親の求めに応じ、診断書、通院記録等を提出しなければならない。

ウ、面会交流時に子が病気などで予定通りに面会交流が終了出来ない場合、非監護親は速やかに監護親に通知しなければならない。

4. 否定的な発言の禁止

どちらの親も、子に聞こえる距離で、もう一方の親やその家族、友人などについて否定的な発言をしてはならない。また、第三者が否定的な発言をするのを許してはならない。

5. 伝言

子に言づてをさせてはいけない。父母は直接連絡を取り合い、言づてに子を利用してはならない。

6. アルコール、薬物の使用

(父・母)は子と一緒に過ごす____時間前(時間を指定)または一緒にいる間に、アルコール飲料を服用してはならない。禁止された薬物、危険ドラッグ等は常時使用してはならない。また、子の前で第三者が使用するのも許してはならない。

7. 煙草

どちらの親の家、車においても、子を副流煙にさらしてはならない。

8. 日誌

父母は日誌を共有し、子が一緒にいる際に生じた健康、教育、福祉に関する情報を記録する。この日誌は子とともに移動するよう父母は確実に受け渡しを行う。

9. その他の取決め事項

例：子がパスポートを保有している場合のパスポートの保管者等

10. 合意内容の変更

本合意書は、子や親の変化と必要性に応じて追加、または変更しうる。その場合は、変更事項と父母の署名、日付を記した書面 2 通を作成のうえ、父母は各 1 通を保管する。本合意内容の追加または変更について父母間で合意に至らない場合は、再度、特定非営利活動法人日本リザルツの ADR 手続きを利用することに合意する。

11. 共同養育計画の発効

本合意書は、平成____年____月____日より効力を有するものとし、当該日から、父母は養育費の支払い及び面会交流を開始するものとする。

共同養育計画合意書

子どもの養育について、以上のとおり合意いたします。

平成 年 月 日

【父】

氏名 : _____ 印

現住所 :

電話 :

メール :

緊急連絡先:

【母】

氏名 : _____ 印

現住所 :

電話 :

メール :

緊急連絡先:

【立会人()】

氏名 : _____ 印

団体名:特定非営利活動法人 日本リザルツ

住所 :東京都千代田区霞ヶ関3-6-14 三久ビル 503

電話 :03-6268-8744

【立会人(弁護士)】

氏名 : _____ 印

住所 :

電話 :